

舞鶴市公告第19号

舞鶴市の公共施設に設置する自動販売機の設置事業者を、公募による入札によって選定することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び舞鶴市契約規則（昭和39年規則第25号）第3条の規定により公告します。

令和8年2月3日

舞鶴市長 鴨田 秋津



1. 件名

舞鶴市自動販売機設置事業者選定に係る一般競争入札

2. 入札概要

別添の「舞鶴市自動販売機設置事業者募集要項（令和8年度設置分）」のとお
りとする。

3. 担当課

舞鶴市財務部

資産マネジメント推進課資産管理係

電 話 0773-66-1045

F A X 0773-62-5099